

●香川県告示第466号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年12月3日
- 3 指定道路の位置 観音寺市植田町字天神509番1の一部、510番1の一部、510番2、511番の一部、512番の一部、513番1の一部、519番の一部、及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル及び7.39メートル  
延長 116.05メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。